

『港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路に関する基本方針』

国土交通省は平成30年7月31日に発表した中長期政策『PORT 2030』を踏まえ、『港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路に関する基本方針』を令和元年6月に見直しを行った。

この基本方針は、国の港湾行政の指針として、また、港湾管理者が個別の港湾計画を定める際の指針として、港湾法に基づき国土交通大臣が定めるものである。

今回の基本方針の改定は、我が国が直面する課題・問題意識として、

- ・世界経済の多極化、産業のグローバル展開の加速
- ・本格的な少子高齢化・生産年齢人口の減少社会への突入
- ・革新的な情報通信技術・自動化技術の出現と社会実装の進展
- ・頻発化・激甚化する自然災害とインフラの老朽化
- ・深刻化する地球環境問題

等の国内外の社会情勢の変化の中で港湾政策における国や港湾管理者、民間企業、地域団体等が連携し取り組むべき内容は大きく変化しているとし、この状況を踏まえて制定した中長期政策『PORT 2030』の方向性や施策を踏まえて見直されたものである。

さらに、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の埠頭の長期貸付制度の創設等の措置を講ずる「港湾法の一部を改正する法律」が令和2年2月14日に施行されたことに伴い、基本方針を見直し、令和2年3月13日に告示した。

基本方針の変更概要は以下のとおりである。

「Ⅴ 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項」の「2 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項」において、「(3) 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点となる港湾」を追加し、発電事業者による長期的かつ安定的な利用の確保及び災害等の事由に伴う利用のあり方等を明示。

参考資料)

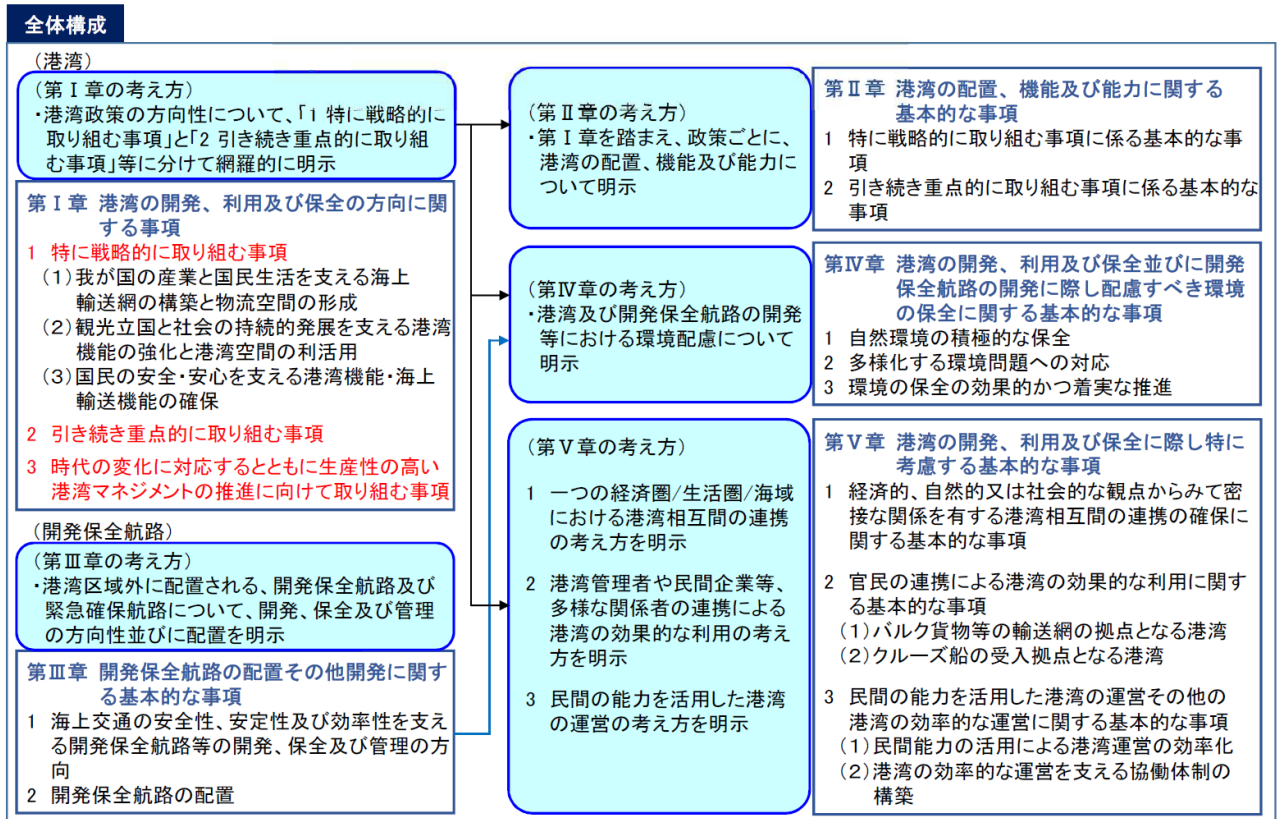
『港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針』の変更ー20年ぶりの抜本的な見直しー
https://www.mlit.go.jp/report/press/port01_hh_000210.html

「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」の告示について（令和2年3月13日）
https://www.mlit.go.jp/report/press/port01_hh_000219.html

最新の「基本方針」は国土交通省HPを参照ください。

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr1_000025.html

『港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路に関する基本方針（令和元年6月27日告示）』の構成



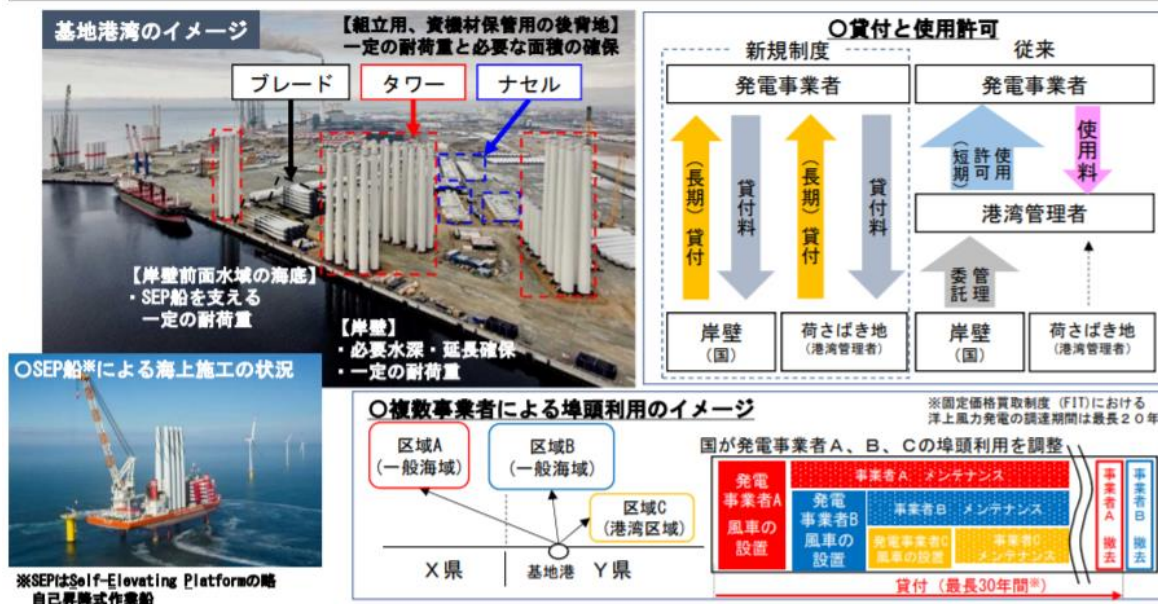
出典)「基本方針変更の考え方」(<https://www.mlit.go.jp/common/001295021.pdf>) より

基本方針本文：https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr1_000025.html

「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」の変更について（令和2年3月）

3. 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）制度の概要

- 洋上風力発電設備の設置及び維持管理に利用される基地港湾においては、重厚長大な資機材を扱うことが可能な耐荷重・広さを備えた埠頭が必要であり、高度な維持管理のほか、広域に展開し、参入時期の異なる複数の発電事業者間の利用調整も必要
- このため、国が基地港湾を指定し、当該基地港湾の特定の埠頭を構成する行政財産について、国から再エネ海域利用法に基づく選定事業者等に対し、長期・安定的に貸し付ける制度を創設



4. 基本方針の主な変更内容

- 「V 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項」の「2 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項」において、「（3）海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点となる港湾」を追加し、発電事業者による長期的かつ安定的な利用に加え、2以上の発電事業者との利用調整や災害等の事由に伴う利用の協力等を明示するものである。

基本方針の変更案	現行の基本方針（R1.6.27告示）
V 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項 2 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項 （1）バルク貨物等の輸送網の拠点となる港湾 （2）クルーズ船の受入拠点となる港湾 （3）海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点となる港湾 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成するため、国・港湾管理者・民間企業の連携による港湾の効果的な利用を推進する。 特に、洋上風力発電は、地球温暖化対策に有効であり、大規模な開発により経済性の確保が可能で、関連産業の育成や波及効果も期待される。洋上風力発電の導入促進のためには、事業の予見可能性を高める必要があることに鑑み、国及び港湾管理者は、重厚長大な資機材を扱うことが可能な耐荷重・広さを備えた埠頭において、発電事業者による発電設備の設置から撤去に至るまでの長期的かつ安定的な利用の確保に取り組む。 このような取組を行う港湾を海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（以下「基地港湾」という。）として指定する。基地港湾において、国及び当該港湾の港湾管理者は、埠頭の長期貸付を行う。貸付に当たり、国は、当該埠頭の貸付を受ける2以上の発電事業者間の適切な利用調整を行う。当該埠頭については、国、港湾管理者及び発電事業者が連携して、災害時等における公共的な利用を確保する体制を構築する。 なお、このような基地港湾の埠頭については、最大30年間にわたり発電事業者に貸し付けることができることから、当該港湾の港湾計画等との整合を図るとともに、当該港湾の開発、利用及び保全に係る長期的な展望との調和を図る必要がある。 また、国、港湾管理者及び発電事業者は地域との共生や地域経済への波及の観点に配慮する必要がある。 （以下略）	V 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項 2 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項 （1）バルク貨物等の輸送網の拠点となる港湾 （2）クルーズ船の受入拠点となる港湾 （新設）

4

出典）「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」の変更について（令和2年3月）

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001332754.pdf>